

# 令和5年5月8日廃止

## 喜多方市体育施設の再開に向けた感染予防ガイドライン

### 1 目的

新型コロナウイルス感染予防と体育施設再開の両立のため、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日 スポーツ庁）」（以下、「スポーツ庁ガイドライン」という。）に準拠し、本市の体育施設の利用再開に係る感染予防対策及び利用者の留意事項などの措置を定めるものです。

### 2 対象施設

喜多方市体育施設とします。（学校開放施設（小中学校グラウンド、体育館）は除く。）

### 3 再開に向けた基本的考え方

本ガイドラインで示す施設管理者が行う感染予防対策及び利用者の留意事項などの措置を講じたうえで、令和2年6月1日から体育施設の利用を再開します。

ただし、学校開放施設については、引き続き利用を休止することとし、当該小中学校と調整したうえで再開します。

### 4 施設管理者が行う感染予防対策

施設管理者は、利用者の安全な施設利用のため、次の(1)から(9)の措置を講じて、感染予防に努めます。

- (1) 施設入口や受付窓口等には手指消毒剤を設置する。
- (2) 利用者同士の接触を避けるため、更衣室やトイレは十分な間隔を空けて使用させる。
- (3) 換気設備の点検を行い適切な運転を行う。また施設内の窓を定期的に分け外気を取り入れる等の換気を行う。
- (4) 複数の利用者が触れるドアノブやトイレのレバー等は、開館前後に清拭消毒をする。
- (5) スポーツ用具の使い回しによる感染防止のため、利用者にはスポーツ用具を持参するよう周知する。なお、施設管理者はスポーツ用具を貸し出しする場合は、貸出前後に消毒などの対応を行う。
- (6) 施設内が密な状態とならないように、施設ごとに入場者数を制限する。
- (7) 観覧席や共用ソファ、トイレは間隔を空けて使用させるなどの対応を行う。
- (8) 施設を利用する際の競技ごとの具体的な感染予防策の例を示し、利用者に周知する。
- (9) 施設を利用する際に利用者の体調確認を行う。

利用者に「健康状態等確認チェックリスト」及び「利用者名簿」の提出を求め、利用者全員の体調確認を行う。なお、以下の症状の一つでも当てはまる利用者は施設の利用を制限させる。

- ① 平熱を超える発熱
  - ② 咳、のどの痛みなどの風邪の症状
  - ③ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - ④ 嗅覚や味覚の異常
  - ⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等
- (10) 上記以外は、スポーツ庁ガイドラインを踏まえた措置を講じる。

## 5 利用者の留意事項

利用者は感染予防策として、次の(1)から(9)の事項について、留意して利用してください。

(1) 感染予防のための3つの基本的な対応を行うこと。

① 十分な距離の確保

ア 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、人と人が触れ合わない距離での間隔を確保すること。(車イスによる誘導や介助の場合を除く。)

イ 特に強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること。

ウ 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取るなどの対応を行うこと。

② マスクの着用

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断を基本とする。

③ 手洗いの実施・手指消毒の実施

こまめな手洗い・手指消毒を徹底すること。特に手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に行うこと。

(2) 利用当日の体温を測定し、発熱や風邪などの症状の有無や確認するとともに、「健康状態等確認チェックリスト」及び「利用者名簿」を施設管理者に提出すること。

(3) 施設ごとの入場者数の上限(別表1参照)を超えない利用とすること。

(4) 競技ごとの具体的な感染予防策は、中央競技団体が示すガイドラインを遵守し感染予防に努めること。

(5) こまめな水分・塩分の補給、休憩の確保など熱中症の予防策を徹底すること。

(6) 感染リスクを低減するため、次の予防策を徹底すること。

① 大きな声で会話、応援等を行なわない。

② 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わない。

③ タオルの共用はしない。

④ 休憩中の飲食時は利用者同士の距離を取って対面を避け、会話は控えめにする。

⑤ 飲食物の分け合いや回し飲みはしない。

(7) 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること。

(8) 感染予防のために施設管理者が決めたその他の措置及び指示に従うこと。

(9) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

## 6 その他

(1) 利用再開後の新型コロナウイルス感染症の発症状況等によっては、施設利用を再休止することがある。

(2) 本ガイドラインは、今後国が示す段階的な規制緩和や新たな情報等に応じて、随時見直しを行う。

(3) 本ガイドラインは、市立中学校及び県立高等学校の部活動には適用しない。

## 7 附則

本ガイドラインは、令和2年5月28日から施行する。

本ガイドラインは、令和2年6月22日から施行する。

本ガイドラインは、令和5年3月13日から施行する。